

## 目次

1	設置の趣旨及び必要性	・・・ p. 1
2	博士課程の構想	・・・ p. 5
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・ p. 5
4	教育課程の編成の考え方及び特色	・・・ p. 6
5	教員組織の編成の考え方及び特色	・・・ p. 8
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・ p. 8
7	施設・設備等の整備計画	・・・ p. 1 2
8	大学院専攻領域と既設の学部との関係	・・・ p. 1 4
9	入学者選抜の概要	・・・ p. 1 4
10	管理運営	・・・ p. 1 6
11	自己点検・評価	・・・ p. 1 6
12	情報の公表	・・・ p. 1 7
13	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	・・・ p. 1 8

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置に関わる社会的背景

#### a 本学の開学から大学院設立計画に至るまで

日本薬科大学は、西洋医学主体の医療に、日本の伝統医学である漢方医学が持つ「未病」と「個別医療」の概念を融合した「統合医療」を理解し、実践できる薬剤師の養成を目指し、平成 16 年に健康薬学科、漢方薬学科、医療薬学科の 1 学部 3 学科からなる単科大学として開学した。特に、漢方薬学科については、これを有する日本で最初の薬学部となった。

薬剤師法第 1 条に、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と書かれている。すなわち、薬剤師は医薬品の調剤業務だけではなく、広く薬事衛生をつかさどる専門職として、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担っている。

西洋医学では、ヒトの状態を「健康状態」と「疾病状態」に分け、「疾病状態」を是正する「治療」を中心に発達してきた。しかし、近年は保険財政の問題もあり、「治療」に加えて、「疾病状態」にならないようにする「予防」が重要視されるようになってきている。実際には、「健康状態」と「疾病状態」の間には、漢方医学の「未病」の段階が存在している。平成 29 年 2 月に閣議決定された「健康・医療戦略」においても、「健康・医療・介護に分散している情報を個人単位として統合する際には、健康か病気かという二分論ではなく健康と病気を連続的に捉える「未病」の考え方などが重要になると予想される。」と「未病」の概念が既に認められている。この「未病状態」においては、患者自らが判断して行うセルフケアが重要であり、OTC 医薬品や「いわゆる健康食品」を含む食品などが使われる。このセルフケアに対して薬剤師の指導・サポートが重要となってくる。しかるに、この「未病状態」については、従来、西洋医学を基本とする多くの薬学部では、十分には教育されてこなかった。

近年、がん治療などにおいて、患者一人一人の遺伝子を解析して治療方針を決定する「個別化医療」が行われるようになってきている。また、医薬品の代謝等に、個々の患者の遺伝子多型が関係することが明らかになってきており、「個別化医療」は薬学領域においてもキーワードの 1 つになりつつある。そもそも、薬剤師は、以前から、年齢、性別、体重、腎機能などを考慮した服薬指導をおこなっており、これは今日的には薬物投与設計を部分的には担ってきているとも言える。漢方医学では、個々人の証（体質）を見定めて治療方針を決定する考え方を基本としており、個別化医療の概念が存在していた。しかし、この漢方医学の「個別医療」についても、これまで薬学部では、十分に教育されていない。統合医療という言葉はこれまで様々な形で使われ

てきているが、「未病」と「個別医療」を把握した、本学が定義する「統合医療」を理解する薬剤師の養成が社会的に要請されるようになってきている。

本学では、卒業生をすでに7回輩出しているが、この中には他大学の大学院に進学して専門的知識を深めようとする者、薬学研究者あるいは高度な薬剤師を目指す者が少なからず存在していた。これらの学生の意欲に報い、さらなる研鑽の場を与えることは高度専門職としての薬剤師を求める社会の要請にかなっている。一度社会に出て薬剤師として働いた結果、学び直して高度な薬剤師を目指したいという卒業生も存在する。このような希望に応えるリカレント教育に対する要望も6年制薬学の進展とともに顕在化しつつある。本学出身者で既に教員として勤務しているものもあり、彼らに対してより高度な研鑽の場を与えることは大学院の大学教員養成機能を意義あるものとするようになる。

本大学院は、高度な専門的知識や技能を有して、研究現場や医療現場において自立して問題の発見およびその解決をはかることができる研究能力を有する人材を養成する事を大学院教育の基本とする。それに加えて、研究倫理を尊重し、さらに本学の定義する統合医療を理解する人材を養成することが本大学院の教育研究の理念である。

本学では、統合医療とは、「西洋医学主体の医療に日本の伝統医学である漢方医学が持つ「未病」と「個別医療」の概念を融合した医療」と定義している。本大学院においては、本学で統合医療の基礎を学んだ学生に、この統合医療の実現を目指した学術研究を推進させることは主眼の一つである。また、本学以外の大学を卒業したが、統合医療の実現を目指した高度な研究を実施したい者、あるいは社会に出て薬剤師として働いた結果、「未病」や「個別医療」の重要性をはじめ理解した者に対してのリカレント教育等も本大学院の果たすべき重要な役割となろう。

本学はこれまで地域に貢献できる人材の輩出のみならず、地域の初等中等教育や産業への貢献を念頭に実績を積み重ねてきた。教育面では小学生に向けての理科実験講座や、関東の公私立高等学校理科教員に対する実践教養講座があげられる。後者は既に9年間にわたって先進的な実験指導を行い、理科教員の資質向上に貢献してきた。

一方地域産業に対する貢献としては、和食を世界遺産に押し上げた、我が国固有の米麴遺伝子解析で世界的に著名な北本勝ひこ氏を招聘し、埼玉県における甘酒を新たに製品化したことがあげられる。秩父市の生薬を実用化するキハダプロジェクト等についても産学連携の実績を重ねてきた。このような地域の活性化についてもより高度な研究基盤を構築すればさらなる地域振興に役立つことは容易に推察される。このように人材の養成、地域産業に役立つ研究基盤構築の両面から薬学研究科博士課程の設立の計画に至った。

この大学院においては、漢方薬や各種食品の健康維持に向けた有効性・安全性・品質規格のみならず、未病の検出に不可欠な分子マーカーの検討などを実施する基礎薬学

領域と、それらのヒトでの評価や、セルフメディケーションの基盤技術の習得、そして疾病の早期発見に至る過程での最新知識を理解し臨床現場に応用する臨床薬学領域を設けるものである。この教育課程は、時代の要請する「未病」の概念を有する統合医療の考え方を理解し、そこに先端科学を基盤とした個別医療を融合して社会の要請に応える高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者、あるいは薬学研究者を養成する。その上で今後あるべき統合医療の概念を社会に啓蒙するとともに、地域等に連携して地域格差を是正し、国民の健康寿命の延伸に貢献しようとするものである。

#### b 体系的な大学院教育による質の保証された教育・研究指導

本学の大学院教育を国際的にも社会的にも信頼され魅力あるものとするために、専門分野毎に副指導教員等を含む複数指導体制を整備し実行する。研究領域の構成教員による複数教員の研究指導体制を堅持し、論文審査を行う委員としては、必要に応じて講師の教員も加え多面的な視野から指導する。教科科目における漢方薬、統合医療と研究倫理の必修化によって本学の理念と高度な専門家としての学びと研鑽の意義を理解させる。学修成果および学位論文等に係る評価を、年次進行の過程で課題研究の進行状況を研究科委員会において審査し指導に反映する。

大学院は大学教員養成機能も担っているところであるが、本学では既に卒業生が教員として勤務し、成果を上げている。彼らを育成して大学院における課題研究担当者にすることも本大学院設置の目的の一つである。国際的にも通用する優れた教育上の能力を養成することは、次の国際的取り組みの中で、若手教員に対して機会を提供してきた実績について述べる。

#### c 日本薬科大学大学院における国際的取り組み計画

世界的なグローバル化の進展を背景に、大学教育においても、海外への留学の促進の取組や海外の大学との連携による国際的な教育プログラムの開発などが求められており、我が国の大学と外国の大学が大学間協定に基づき連携して教育課程を編成することも必要とされている。

本学では、全人的教育を前提として多くの海外の大学と提携を強めてきたが、ここでは薬学教育・研究の充実に直接資する取り組みについて述べる。

本学では、教育目標の1つである統合医療の学術研究を推進すべく、平成17年に台湾の中国医薬大学と大学間協定を締結し、交流を続けている。中国医薬大学は、台湾における伝統医学・薬学、統合医療の中心大学のひとつであり、本学の「統合医療の理解」のために、最適なパートナーである。平成19年には、本学の寄付により同大学構内に都築伝統薬物研究センターを設置し、本学から若手教員を派遣している。大学院設置後は本センターを中心として同大学と連携大学院を展開する予定である。日本

薬科大学と中国医薬大学の研究者の間では、本センターに限らず様々な形で共同研究が継続して実施されている。これらの共同研究については毎年学内で公募し、国際学術交流委員会で計画案を審査・決定し、共同研究を行う教員・テーマを定め研究費を大学の学内予算で支給してきた。本年まで既に 11 年を経過し、共同研究に基づき共著で国際誌に発表した論文数は 20 を越える。これは大学院を有していない単科大学としては勿論、国際共同研究を謳う全国の大学院大学各部局の成果とも比肩できるのではないかと自負している。

中国医薬大学とは学生交流も行っている。本学からは、毎年、数名の学部学生が、数週間、台湾の医療事情の視察と中国語研修を兼ねて中国医薬大学を訪れている。一方、中国医薬大学からは、毎年 10 名以上の学部学生が本学の 2 か月に及ぶサマースクールに参加し、日本の薬学を学んでいる。大学院設置後は、この交流を、大学院学生レベルにまで引き上げ、高度な研究・教育の交流を行う予定である。

これに加えて、同じ台湾の国立陽明大学薬学部、台北医科大学薬学部とも交流を開始しており、すでに、学部学生をサマースクールに受け入れている。さらに、今年度は、台湾の亜洲大学、国家中医薬研究所、台中慈濟病院、台北市中医師会などとも協定を結び、研究レベルでの交流が開始されようとしている。

台湾以外の大学としては、タイのコンケン大学薬学部、マレーシアのセギ大学薬学部、UCSI 大学薬学部からの学生をサマースクールに受け入れている。コンケン大学からは 6 年生の学生若干名が、今年度、30 日間の薬局・病院実習を織り込んだ合計 120 日に及ぶ卒業研究に認定される研究を本学において実施した。その成果は、コンケン大学から世界各地に卒業研究のために派遣された学生らが一堂に会する報告会で発表されているが、本学教員もその発表会に招待されている。UCSI 大学薬学部の学生も、本学において、通常のスマースクールに加え、数週間の研究実習を行っている。また、米国のデュケイン大学薬学部とも交流が進んでおり、本学教員の研究留学、本学学生の短期留学が実現している。

次年度は、今年度、新たに研究・教育協力覚書を締結した韓国の慶熙大学校・薬科大学（韓国伝統医学教育・研究の中心校）、インドネシアのバンドン工科大学薬学部（国際コース）の学生も含め、海外校とさらに活発な研究・教育の交流を行っていく予定である。

大学院設置後は、これらの国際交流を、学部間のみならず大学院レベルに引き上げ、高度な研究・教育の交流を実施する予定であり、それは実現可能であると考えている。

#### 【資料 1 本学の国際交流活動の実績】

## (2) 養成する人材

本大学院は、薬学分野において高度な専門的知識や技能を有し、高い倫理観と本学の定義する統合医療を理解して、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる高度な研究能力を有する人材を養成する。

## (3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

養成する人材像より、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の様に定める。

### ○ディプロマ・ポリシー

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士（薬学）の学位を授与する。

- a 基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。
- b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。
- c 研究倫理を尊重して研究を遂行できる。
- d 統合医療の理念を理解して、研究現場や医療現場において諸問題に立ち向かうことができる。

## 2 博士課程の構想

統合医療を理解できる高度な研究能力を有する薬剤師、薬学研究者・教育者の養成のために、基礎薬学研究領域、臨床薬学研究領域からなる薬学研究科薬学専攻（博士課程）を設置する。このことは、本学薬学部における薬学科（6年制：健康薬学コース、漢方薬学コース、医療薬学コース）の薬剤師教育を修了した後に、継続的に学部学修から研究へと移行できることに繋がるものであり、本学が開学以来進めてきた統合医療の理念に基づく薬学教育が高いレベルで達成できることを意味している。

## 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### (1) 研究科の名称

薬学研究科 [Graduate School of Pharmaceutical Sciences]

### (2) 専攻の名称

#### a 専攻の名称

薬学専攻（博士課程） [Department of Pharmaceutical Sciences]

b 博士課程の学位の名称

博士（薬学） [Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences]

c 博士課程の名称及び学位の名称の理由

統合医療を理解できる高度な研究能力を有する薬剤師並びに薬学教育者・研究者の育成を基本としており、薬学の総合的な知識を有する博士であることから、博士課程の名称を薬学専攻博士課程とする。それに伴い、学位の名称を博士（薬学）とする。国内外でこれらの和文名称及び英文名称は広く使用されている。

#### 4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

基礎薬学及び臨床薬学からなる広い領域において、ディプロマ・ポリシーに則った人材を養成するために、以下のような教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。

○カリキュラム・ポリシー

- a 研究に必要な倫理や法規制を学ぶための科目を設置する。
- b 統合医療の概念を理解するための科目を設置する。
- c 博士論文作成のための研究に限局されずに幅広い高度な専門的知識を学ぶために多様な講義科目を設置する。
- d 自立して問題の発見およびその解決をはかることができる能力を涵養し、博士論文作成のための研究を推進するための科目を設置する。

(2) 教育課程の編成

設置予定の大学院薬学専攻博士課程は、「統合医療」の理解のもとに、健康維持、未病からの回復、及び疾病治療に対し、薬の専門家として先導的役割を果たすとともに、新たな医療技術開発に繋げられる能力を有する人材を育成する教育課程とする。そのために、基礎薬学領域と臨床薬学領域の2領域を設置し、入学した大学院学生はどちらかの領域の指導教員の指導のもとで課題研究（18単位）を実施する。基礎薬学領域では、主に健康維持や未病からの回復の促進、及びあらたな医療技術開発の基盤となる教育・研究を実施する。臨床薬学領域では、疾病治療を先導して研究し、高度な専門職薬剤師育成の基盤となる教育・研究を実施する。

授業科目は、必修講義科目として「研究倫理特論」を1年次前期に設置し、本格的な研究活動を開始する大学院学生に対して、初期段階で、研究に必要な倫理や法規制について教育することにより、正しい倫理観および社会性を持った薬学教育者、研究者あるいは高度薬剤師になるための基盤を作る。また、「漢方薬特論」を1年次前期、「統合

医療特論」を1年次後期に設置し、本学が定義する統合医療についての基礎的理解を深めるための教育を実施する。実験・実習の必修科目として「課題研究」を、基礎薬学領域5課題、臨床薬学領域5課題として設置する。「課題研究」では、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域の研究テーマから1つを選択し、研究指導教員の指導に基づき実験あるいは調査を4年間実施し、その成果をまとめる。臨床薬学領域の課題研究の過程では、連携病院あるいは台湾の連携大学との協同研究の実施も可能とする。演習科目の必修科目として「薬学演習」を設置する。「薬学演習」は、研究指導教員の指導の下に4年間にわたってセミナー形式で定期的開催され、自分の研究成果や他の大学院学生・教員の研究成果の発表による議論や、世界における関連研究領域の最先端の状況に触れることにより、課題研究の推進および研究能力の発展に資する。また、この科目において、自分の研究に関係した研究倫理を、知識だけではなく体験として学ぶ。

選択講義科目としての「特論」は16科目（基礎薬学領域8、臨床薬学領域8）を設置する。それぞれの領域での代表的な学問分野の科目を設置することにより、幅広いコースワークが可能となるようにした。研究段階の進展に応じた選択が可能となるように、2年次までの前期と後期に配当学期を分散させた。大学院学生は各自の「課題研究」遂行に当たって、主軸となる「特論」を受講するとともに、各自の研究の展開に合わせて2年次までに材料となる「特論」を修得し、自らの課題研究の中で得られた知識・技能と関係づけて理解を深める。そのため、選択科目としての「特論」は、自分の属する領域から取得選択単位数の半分以上を選択することとした。

2つの領域の共通の必修科目として「大学院特別講義」を設置する。「大学院特別講義」においては、大学が定期的開催する特別講演会における学外の研究者の講演を聴講し、質疑応答を通じて研究内容の理解を深め、さらに内容をレポートとしてまとめる。この科目は、幅広い学問分野としての薬学に対応できる能力を涵養するために役立ち、様々な研究者と交流する機会を与える。

授業の実施に関しては、定員が3名と少ないことに配慮し、受講生を増やす工夫をし、大学院学生間で議論しやすい環境、グループワーク等のアクティブラーニングを取り入れやすい環境を作るように努める。

### (3) 教育課程の特色

授業科目として「研究倫理特論」と「統合医療特論」を設けたところに教育課程の特色の一つがある。現在、研究の実施においては、研究者が社会の一員として規制を遵守することが強く求められており、本格的な研究開始にあたって研究倫理について総合的に学ぶことは重要である。また、大学院における各自の研究を展開していく上で、本学が推進しようとしている統合医療についての概念を理解するための教育も必要であると考える。もう一つの特色としては、自分の専門以外の学問・知識に触れる機会を提供す

る課程になっていることである。大学院学生には、自分の課題研究を深める努力とともに、薬学というさらに広い学問領域に関心を寄せ、それに触れることも、学位取得後の将来の進歩のためには重要である。そのため、必修講義科目として「大学院特別講義」を設けた。さらに、選択講義科目の「特論」の履修にあたっては、自分の所属領域以外の特論科目群から少なくとも1つは選択しなければならないこととしている。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

基礎薬学領域および臨床薬学領域において研究指導にあたる予定の教員は全て博士号を有する専任教員である。また、2つの領域に、それぞれの十分な研究業績を有し、かつ大学院研究指導経験を有する専任の教授、准教授、又は講師が配置されている。

課題研究の指導は、各領域で提示されている課題研究テーマに従って、研究指導教員ごとに実施されるが、同じ研究領域の教員が連携して多方面から評価し、当該担当教員の指導を支援する。

専任教員は全員が学部教育も兼任するが、大学院の特論はほとんどの科目が隔年開講であるので、各教員の負担は平均すると1年あたり最大で90分授業6回分であり、現在に比べて大きな負担の増大にはならない。

## 6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法

入学から修了までの教育プログラム実施予定を資料2に示す。1年次の4月のガイダンス修了後に、指導教員（課題研究）を決め、指導教員の指導のもとに選択科目の履修予定および暫定的な研究計画を策定する。また、2年次の終わりに課題研究の進捗状況を知り指導に生かすための中間発表会を研究科全体で実施する。

履修モデルを資料3に示す。履修モデルとしては、修了後の進路に対応して、基礎薬学領域の教育者・研究者（化学系、生物系）、臨床薬学領域の教育者・研究者、高度薬局薬剤師、高度病院薬剤師を目指す場合を想定した。

定員は1学年3名とし、幅広い課題研究の選択を可能とする体制とした。

【資料2 入学から修了までのスケジュール】

【資料3 履修モデル】

#### a 課題研究科目の教育方法、履修指導及び研究指導の方法

入学生に対しガイダンスを実施し、科目の履修方法、取得すべき単位及び博士論文作成までの過程等、入学から修了までのスケジュールを周知する。その後、大学院学

生は希望する所属領域と担当指導教員を申請する。大学院研究科委員会において、申請に基づき課題研究領域及び担当指導教員を決定する。

担当指導教員の指導の下で、大学院学生は履修科目プランを作成し、研究テーマの設定を開始する。大学院学生は、研究テーマの設定にあたり同じ領域の担当指導教員以外の助言も求めることができ、また、課題研究領域の指導教員は他の教員と相互に連携しながら、同じ領域の大学院学生の研究の助言及び研生活の支援を行う。

大学院学生は概ね1年次前期末までに詳細な研究テーマを設定し、課題研究を開始できるように担当指導教員及び他の指導教員が支援する。

2年次の3月には基礎薬学領域、臨床薬学領域の2領域が合同で進捗報告会を開催し、大学院学生の課題研究の進捗を研究科委員会で確認する。

課題研究は必修科目であり1～4年次を通して18単位が設定される。

#### b 講義科目の教育方法

「研究倫理特論」は必修科目であり、1年次の前期に開講する。オムニバス形式で、各項目の専門家が研究に必要な倫理や法規制について教育する。「漢方薬特論」および「統合医療特論」は必修科目であり、講義科目として各々1年次の前期、後期に開講する。各自の研究テーマへの本格的な取り組みの前に、本学が定義する「統合医療」の考え方を学びることにより、薬物療法に関する幅広い教養を身につける。その他の「特論」は、選択科目として1又は2年次の前期または後期に開講し、担当教員が単独あるいはオムニバス形式で講義する。課題研究の遂行のための知識とする他、広く応用力のある研究思考が可能になるように、多方面の科目を無理なく課題研究の合間に取れるように設定した。3～4年次は、課題研究に集中できるように配慮している。評価方法は、主に提出されたレポートに対して評価するものとし、受講して得た知識に自らの調査を加え、方向性を持った情報の集積力が身につけられるようにする。「大学院特別講義」（必修科目）では、学外の研究者による最先端の研究の講演を聴講する。講演最後の質疑応答に参加し、レポートを提出することにより研究内容のより深い理解を目指す。担当教員が分担して各講演の世話をし、レポートの採点に責任を持つ。講演者の決定は研究科委員会において行い、一つの領域に偏らず幅広い分野からの講演を聴けるように配慮する。

実際の講義時間割作成においては、学部学生との講義室の共用および社会人大大学院学生に配慮して、平日の午後および土曜日での講義時間の設定を検討する。大学院特別講義は、大学院生以外の多くの聴講を期待して、特論の講義を設定した平日の午後の時間の最後に設定する。社会人大大学院生は平日の1日および土曜日の週2日来学する事により、講義科目の単位取得が可能になるように配慮する。特論は半期8回で設

定されるので、講義のない時間には研究指導を実施できる。大学院設置に伴う土曜日の講義や研究指導は、現在と比べて教員の大きな負担の増大とはならない。

c 演習科目の教育方法

「薬学演習」は必修科目であり、1～4年次に、所属領域において指導教員の指導の下にセミナー形式で実施される。大学院学生は、自分の研究成果や調査した世界の最先端の研究動向の発表、あるいは他の大学院学生や教員の発表を通じた討論により、研究能力を高める。さらに、研究実施や研究発表の機会を通じて、現場における研究倫理について深く学ぶ。

d 修了要件

修了要件は、原則として4年以上在学し、必要な科目の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格することである。

修了に必要な授業科目の単位取得について以下の表にまとめた。

必修・選択	科目名	単位数	開講時期
必修	課題研究	18	1～4年次通年
	薬学演習	4	1～4年次通年
	研究倫理特論	1	1年次前期
	漢方薬特論	1	1年次前期
	統合医療特論	1	1年次後期
	大学院特別講義	1	1年次通年
選択	各種特論 基礎薬学領域 8 科目 臨床薬学領域 8 科目 各科目 1 単位	4 単位以上 (注1)	1～2 年次
合計		30 単位以上	-

注1：所属領域以外から1単位以上を、また所属領域から取得選択単位数合計の半分以上を選択しなければならない。

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目として「課題研究」(18単位)、「薬学演習」(4単位)、「研究倫理特論」(1単位)、「漢方薬特論」(1単位)、「統合医療特論」(1単位)、「大学院特別講義」(1単位)の26単位に加えて、選択科目として16科目の「特論」(各1単位)から4単位以上、合計30単位

以上とする。選択科目の「特論」の修得にあたっては、自分が属する領域以外の特論から1科目以上を選択するとともに、所属領域の特論の修得単位数が、全修得選択科目単位数の半数以上になるようにする。「課題研究」(18単位)は、以下の手順で単位を認定する。(1) 指導教員が研究科委員会に課題研究評価のための研究科委員会教員出席の報告会の開催を求める、(2) 大学院学生は報告会にて、課題研究の成果を発表し、口頭試問をうける、(3) 指導教員は、研究科委員会での発表・口頭試問の結果を考慮して単位を与える。

付与される単位は、「特論」、「大学院特別講義」、および「薬学演習」については、90分、8コマを1単位、15コマを2単位とする。実習科目である課題研究については、15コマを1単位とする。課題研究18単位は270コマに相当する。1日2コマ、1週6コマで年間25週の実験・研究を実施すると、年間150コマになり10単位分に相当する。したがって、4年間で18単位は適切な単位数である。

論文審査から学位授与までのプロセスは以下の通りとする。

- (a) 所定の単位を取得した大学院生は、学位論文を作成した後、研究科委員会に、論文審査の申請を行う。
- (b) 研究科委員会は、論文審査委員として研究指導資格を有する教員の中から主査1名を選出する。また、副査として2名以上を選出するが、そのうちの少なくとも1名は本学大学院専任教員とし、外部の有識者から1名を加えることができる。主査が論文審査委員長になり、論文審査委員は博士学位論文の論文審査を実施する。
- (c) 論文審査委員長は、論文審査の合格者に対して最終試験を実施する。  
最終試験は、学位論文の審査委員を含め、全ての教員、大学院学生などの前で公開による研究発表を行うとともに口頭試問として実施する。
- (d) 論文審査及び最終試験の結果は、論文審査委員長から研究科委員会に報告され、研究科委員会の審議により合否を判定する。

なお、大学は学位規則に則り、学位授与後3ヶ月以内に論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を日本薬科大学ホームページにて公開する。また、印刷した学位論文は、国立国会図書館及び本学図書館において1年以内に公開する。

## (2) 倫理審査体制について

1年次前期の「研究倫理特論」において研究を実施していく上で必要な研究倫理や法規制について一般的な知識を学ぶ。さらに、本学の定める各種規程(倫理委員会規程、動物実験倫理委員会規程、バイオセーフティ委員会規程)に該当する研究については、各種委員会の審査・承認を受けてから研究が実施される。

### 【資料4 倫理委員会規程】

【資料 5 動物実験倫理委員会規程】

【資料 6 バイオセーフティ委員会規程】

## 7 施設・設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場等の整備状況

本学が大学院薬学専攻博士課程の設置を予定するさいたまキャンパスは、既存施設を共用あるいは転用し、新たな用地取得や体育施設の整備等を行わない。現存校地（大学全体：校舎敷地 165,948.34 m<sup>2</sup>、運動場用地 10,000 m<sup>2</sup>、その他 3,100 m<sup>2</sup>）の恒常的整備・補修については新規大学院研究科の使用も含め継続的かつ計画的に実施する。

### (2) 校舎等施設の整備計画

大学院設置に伴い、現在校舎の研究室から大学院学生専用の研究室（自習室）として 2 か所（47 m<sup>2</sup>）を設定・整備するとともに校舎の恒常的整備・補修を継続的かつ計画的に実施する。

講義は、さいたまキャンパス内の 6 年制の薬学部教育において使用する講義室に十分な余裕があるためにこれを共用する。通常の大学院講義は平日の午後あるいは土曜日に開講予定なので、学部学生のための講義は限定されており、共用の講義室を利用できる。外部から研究に係わる専門分野の講師を招聘して実施される大学院特別講義については、大規模及び中規模教室を使用し、大学院以外の学生および学外からの聴講もできるだけ認める予定である。必修科目の『薬学演習』については、研究指導教員の属する分野・部門のセミナー室あるいは所属領域の研究室（自習室）において行う。

実験には、研究指導教員が所在する研究実習棟内の実験・実習室を 6 年制の薬学部と共用して使用する。大学院学生（収容定員 12 名）は、基礎薬学領域と臨床薬学領域の 2 つの課題研究領域に対応する分野・部門に配属（専用の机と椅子を配置）し、各領域の副指導教員を含む研究指導教員による複数指導体制が可能な効果的な環境を作る計画である。また、大学院学生の学位論文作製、自習、お互いの討論、セミナー等に利用できる専用の研究室（自習室）を、領域ごとに 1 室、合計で 2 室設置する予定で、研究室（自習室）には、必要な机、椅子および書籍棚、ミーティング用机・椅子、ホワイトボード等を整備する予定である。

その他、NMR 室、質量分析室、単結晶 X 線解析装置室、遺伝子組換え実験室、培養室及び共用機器室によって構成される中央機器室、熱帯及び亜熱帯地域の約 50 種類の植物を栽植している温室を含む約 315 種の薬用植物を展示栽培している薬用植物園、漢方に関する貴重な古典や約 700 点の生薬標本を保管している漢方資料館等の施設、および動物実験棟を学部学生と共用し効果的に使用する。また、臨床薬学教育を実施するため

の模擬薬局、無菌調剤室、フィジカルアセスメント教育のための専用シミュレーターなどが完備されているため、これらも有効活用する計画である。

研究機器は学部と共有して使用するが、大学院の設置に伴い、中央機器室の研究機器の更新を行い、より高度な研究基盤の構築を計画する。

### (3) 本学附属図書館（以下、本図書館）等の資料及び整備計画

本図書館の所蔵蔵書数は平成 30 年度末現在で約 39,000 冊（和書約 31,000 冊、洋書約 8,000 冊）、学術雑誌 170 種、視聴覚資料 1,349 点であり、その大部分が薬学及び医学に関する資料となっている。また、Serials Solutions 360Core（統合検索システム）を導入するとともに、データベースは医中誌 Web 版他 43 種、電子ジャーナルは Journal of Natural Medicines 他 9 種、1,498 タイトルを年間契約している。さらに、国立情報学研究所の相互貸借システム(NII-III)及び目録システム（II-Webcat）の利用が可能であり、日本薬学図書館協議会、日本私立大学図書館協会及び埼玉県図書館協会に加盟することにより他大学の図書館とも相互協力関係にあるとともに、国立国会図書館も積極的に活用している。したがって、学内資料では得られない文献に関しては、学外の図書館などとの協力により入手できるシステムが整備されている。今後も学問的動向や社会状況の変化、また、教職員や学生・大学院学生の要望等に応じて一層の図書館資料等の充実に努める。

本図書館は 1,551 m<sup>2</sup>（閲覧スペース 1,366 m<sup>2</sup>、書庫スペース 185 m<sup>2</sup>）で、図書閲覧座席は 350 人分を有している。本図書館にはパソコンを配置した情報検索閲覧室、視聴覚資料を閲覧するブラウジングコーナーのほか、学生の談話や集いにも開放している和室 2 部屋を設置しており、ラーニング commons の先駆けともいえる。

本図書館は収納可能冊数約 44,000 冊として設計されており、今回の研究科設置後必要に応じて本棚等を増設し、大学院学生向けに教育研究用図書を充足することが十分可能である。教育研究に必要な文献等の閲覧およびダウンロードに関しては学内 LAN に接続できるパソコンでのアクセスが可能である。

大学附属図書館では、研究者自らが論文等を登録し、学術情報流通の改革・公開の迅速性を確保するとともに大学等における教育研究成果の発信の実現・社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証・知的生産物の長期保存が求められており、本図書館としても未活用スペースを整備し、教職員、学生及び大学院学生の教育研究環境のさらなる向上に努めていく予定である。

## 8 大学院専攻領域と既設の学部との関係

本学が設置予定の薬学専攻博士課程は、6年制の薬学科の教育・研究の延長上にある。そのために、基礎薬学領域と臨床薬学領域の2つの領域を設置する。基礎薬学領域は、主に薬学科の有機医薬品化学分野、分子機能科学分野、漢方薬学分野、生命科学薬学分野、衛生薬学分野の教員から成り、臨床薬学領域は、主に薬学科の生命医療薬学分野、臨床薬剤学分野、臨床薬学部門および一般薬学部門の教員からなる。ただし、担当教員は、薬学科の教員に限定されず、医療ビジネス薬科学科の教員もその専門性と研究教育能力に応じて大学院教育に参加する。

【資料7 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係】

## 9 入学者選抜の概要

### (1) 求める学生像（アドミッション・ポリシー）

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に共鳴するとともに、将来、「統合医療」の理念を理解し、高度な研究能力を有する人材として薬学の発展に貢献するための教育を受ける意欲と能力を有する者を入学させる。

### (2) 入学試験の実施の概要

#### a 入学者選抜の指針

大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項(薬学専攻博士課程)」に沿って、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に共鳴するとともに、将来、「統合医療」の理念を理解し、高度な研究能力を有する人材として薬学の発展に貢献したいという情熱を持ち、大学院博士課程の教育を受けるに相応しい能力・適正等を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。入学者の選抜は社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。3名を定員とし、下記の入学者選抜を実施する。

- (a) 推薦入試
- (b) 一般入試
- (c) 社会人入試

#### b 合格者決定の方針

合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

### (3) 入学者選抜の方法

入学者選抜の指針に従い、下記の入学者選抜を実施する。

#### a 推薦入試

大学在学中の成績を含めた書類の審査および面接試験並びに筆記試験（英語、小論文）により合格判定を行う。

出願資格は、本学および本学と同じ建学の精神を有する関連大学の薬学に関する学部の6年制学科を卒業見込みの者とする。

#### b 一般入試

書類審査および面接試験並びに筆記試験（英語、専門科目）により合格判定を行う。

出願資格は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- (a) 大学薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
- (b) 大学の医学部、歯学部、獣医学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
- (c) 大学院の修士課程を修了した者
- (d) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (e) 文部科学大臣の指定した課程等を修了した者
- (f) その他、本大学院において大学の薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### c 社会人入試

社会人として博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、上記bの出願資格のいずれかに該当するものとする。

社会人入試においては、業務経歴書を提出させ、書類審査および面接試験並びに筆記試験（英語・小論文）により合格判定を行う。

#### 筆記試験科目

英語	専門科目	小論文
英語（教養英語、自然科学および薬学英語）	① 有機化学・医薬品合成化学 ② 天然物化学・分析化学 ③ 生化学・分子生物学 ④ 微生物学・免疫学 ⑤ 衛生化学・環境衛生化学 ⑥ 生薬学・漢方薬学 ⑦ 機能形態学・薬理学	小論文（試験時に課題を示す）

	⑧ 製剤学・薬物動態学 ⑨ 病態生理学・薬物治療学  ①～⑨の中から1つを選択	
--	--	--

## 10 管理運営

大学院学則第7条に従って、大学院に、研究科の教育研究に関する重要事項を審議するための研究科委員会を置く。研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、本大学院に属する教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、教授、准教授、講師及びその他の職員を加えることができる。また、研究科委員会が認める者は委員会に出席することができる。研究科委員会は原則として月1回開催し、次の事項について審議を行う。

- (1) 学則その他諸規程に関する事項
- (2) 博士課程の編成に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、転学、卒業、除籍、懲戒に関する事項
- (5) 教員の資格審査に関する事項
- (6) 学位論文の審査に関する事項
- (7) その他、本大学院の教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

## 11 自己点検・評価

本学では、大学学則（以下学則と言う。）第1条に定める本学の目的および使命を達成するため、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、目的および社会的使命を達成するため、教育研究及び社会貢献の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と定めており、これに基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。学内の点検・評価活動を適切に実施するために、「日本薬科大学自己点検・評価委員会規程」を定めている。

自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、就職厚生部長、入試部長、大学事務長および外部委員で構成されており、管理運営や財務に関する事項については、法人部門の理事長や事務局長も会議に出席している。さらに、自己点検・評価活動を円滑に行うため、委員会の下に作業部会としていくつかのワーキンググループを設置している。ワーキンググループには、教員に加えて事務職員（事務長および各課長・グループ長）も参加し、教職員一体となって、緊密な連携が取れる体制を整備している。

本学は日本高等教育評価機構の評価基準および自己点検評価書の様式に従って作成した自己点検評価書を2年ごとに作成し、教授会で審議した後、大学ホームページ上に公開している。教学に関する事項については、上記の自己点検評価書の作成に加えて、PDCA サイクルによる自律的な点検評価活動を実施している。特に、教学運営に関する十分な調査およびデータの収集と分析のために、平成28年4月に教学IR委員会を設立し、大学事務局および各種委員会が収集した基礎データやアンケート調査結果等を活用して、エビデンスに基づいた点検評価活動を実施している。教学や施設に関する情報および財務状況については、大学ホームページ上に公開しており自己点検・評価のための資料として活用している。

本学の外部評価に関しては、日本高等教育評価機構（平成21(2009)年度、平成28(2016)年度）による機関別認証評価およびに薬学教育評価機構（平成25(2013)年度）による専門別評価を受審し、その結果を教授会や教員連絡会において報告するとともに、適合の評価結果を大学ホームページ上で公表している。外部評価からの指摘事項は、自己点検・評価委員会が各担当部署や関係する委員会に通知し、迅速な改善を図っている。

大学院設置に伴い行われる点検・評価についても、現行の規程、実施体制が準用される。

## 12 情報の公表

教育研究活動の基本的情報は、大学ホームページ (<http://www.nichiyaku.ac.jp>) および下記大学ポータル等に掲載し、広く公開している。具体的な公表方法は以下のとおりである。

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category06/00000000673502000.html>

- (1) 大学の教育研究上の目的は、建学の精神・教育目標として学則に規定し、下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a4000.html>

- (2) 教育研究上の基本組織に関することは、下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することは下記 URL に公表するとともに、教育研究活動等を「日本薬科大学研究・教育年報」としてとりまとめ、毎年度発行して全国の薬学系大学に配布している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することは、シラバスに記載して学生に配布している。また、下記 URL に公表している。

<http://syllabus.nihonyakka.jp/web/show.php>

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、下記 URL に公表するとともに学生便覧に記載して学生及び教員に配布し、学生に対しては履修ガイダンス時に説明して周知を図っている。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することは、下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/d0000/index.html>

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することは、下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/b0000/b4000.html>

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することは、下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

(10) 学則および学生に係る各種規程は、学生便覧に掲載し、学生及び教員に配布するとともに、学生に対しては履修ガイダンス時に説明して周知を図っている。履行状況報告書、学校法人都築学園事業報告書及び決算報告書、自己点検・評価報告書さらに、公的研究費や動物実験に関する規程や報告書も下記 URL に公表している。

<http://www.nichiyaku.ac.jp/a0000/a5000.html>

大学院に関する情報も、これまでの学部の情報と同様に外部に公表していく予定である。

### 13 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

#### (1) FD 活動

大学院の教員は学部と重複する。そこでここでは先ず本学におけるこれまでの FD 活動について述べ、今後の大学院における方向性について補足する。本学では全学の FD 活動を推進する「FD 委員会」を設置し、「教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成する。」ことを目的として、学外との連携に努め、教員の資質向上、教育方法及び教育内容の改善に努めている。FD 委員会のもとには次の各ワーキンググループ(WG)が以下のような項目を所掌している。(1) 教員評価 WG：教員のモチベーショ

ンの向上を目的とした教員評価(自己申告書)の活用。(2) 教員研修 WG : 臨床研修の実施とその学生教育への反映を中心。(3) 研究支援 WG : 競争的外部資金の獲得と研究倫理の研修を担当。(4) 授業評価 WG : 授業評価アンケート及び授業参観を活用した、教員の教育力向上。(5) 教育研究業績集 WG : 自己評価活動の一環として教育研究業績集の編纂。

さらに教育方法・コミュニケーション技術の研修会を年に数回、外部講師を招請して開催している。学内の各種情報共有を目的として毎週 1 回短時間の教員集会を開き、教員間での連絡事項や学生に関する状況等に関して情報共有を密に図り、さらに学部長や各種学外集会に参加した教員から教務に関する外部情報の伝達を実施している。講義の質に関しては教員相互による授業参観を奨励し、教員の自覚を即している。委員会の所掌ではないものの、新人教員に対しては関東各地で行われる「認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ」等の外部で実施される各種ワークショップに教員を参加させ、教育の質を向上させるべく配慮してきた。

以上本学の学部教育に関する内容の FD 活動について述べてきたが、大学院担当教員は学部の教員を兼務しており、上記 FD 活動に参加して研修を重ねてきている。大学院教育においてもコースワークの充実が求められており、これらの FD 活動は、大学院教員の資質向上に十分に寄与するものであり、今後は益々活動の重要度も高まることが想定される。大学院教育を視野に入れ、内容の充実を図って行く。

## (2) SD 活動

ここでは、これまでの SD 活動について述べ、最後に大学院における SD 活動の方向性について記述する。

本学では、大学事務職員の能力及び資質の向上を図ることを目的として平成 27 年 4 月に「SD 委員会」を設置するとともに、「SD 委員会規程」を設けた。その構成は、事務長及び事務長が指名する職員並びに FD 委員長とし、FD 委員会と連携しながらその計画を作成するとともに活動を行っている。

SD 活動は、主に

- a 事務職員を対象とした外部研修に計画的に参加し、その具体的な成果について朝礼時に発表する。
- b 全事務職員を対象として、平日の朝礼時に 1 分間スピーチを 1 名/日行い、各々の業務の紹介やその業務における課題・問題点について他事務職員に対して分かり易く説明している。
- c 毎週木曜日の教員朝礼および毎月末の教員連絡会に各課長・室長が参加し、その内容について課・室員に確実に伝え、教職協働業務を円滑に行うための教員と共通の認識を保有している。

- d 機会を捉えて、部外講師を招聘して業務に必要な電話応対やメールマナー等に関する講話を開催し、事務職員全員が参加して基本的なマナー等を学んでいる。
- e 事務職員として知っておくべき必要な事項を記述した「事務職員必携」を平成 31 年 4 月から全事務職員に配布し、その能力の向上を図るとともにこの活用により事務業務の円滑な運営を進めていく予定である。

以上、本学における SD 活動について述べてきたが、大学院に係る事務業務は、現在の事務組織を変更せずに学部と併せて行う予定であるため、引き続き上記の SD 活動を継続するとともに、「事務職員必携」についても今後大学院に係る業務を追記していく予定である。この際、薬学部における教授会と同様に大学院における研究科委員会と連携を図りながら事務業務を行い、事務職員的能力及び資質の向上を図っていく。

ここまで FD 活動及び SD 活動について述べてきたが、その共通の活動として毎年 11 月あるいは 12 月に学園グループ所有の研修施設を用いて FD・SD 合同研修会を 1 泊 2 日で実施している。この研修では、外部講師による講演の聴講や、その年度ごとに設定する課題について教職員合同でワークショップ形式をとって議論し、その結果をとりまとめてグループごとに発表している。そして研修会後には、意見交換会と共にアンケートの提出を求め、他の教員からの意見を参考に、各人が今後の改善につなげている。このようなワークショップを繰り返すことは教職員間での連携を密にし、教学・大学運営全般にわたって教職員間での連携の向上に役立っている。

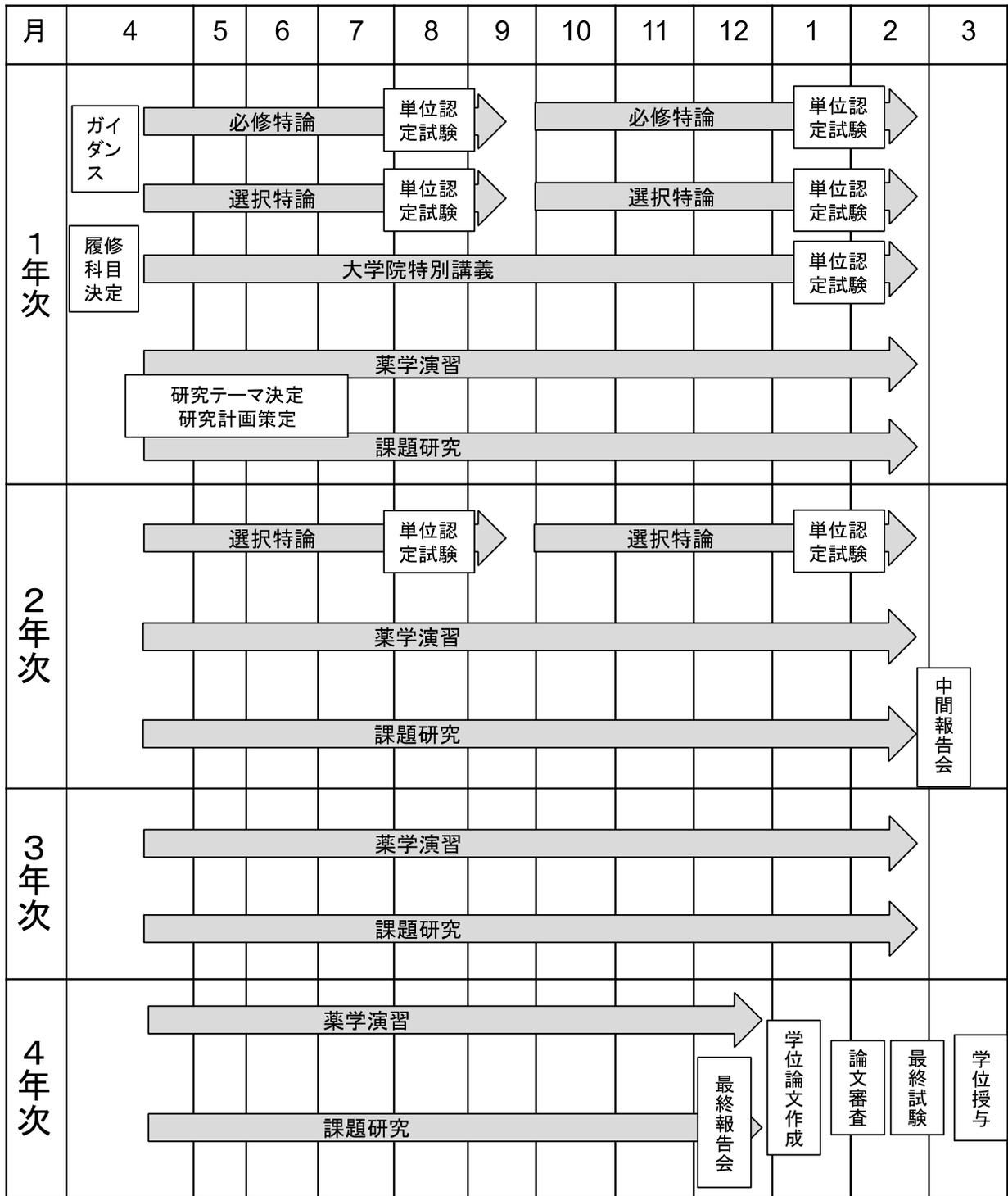
## 資料目次

- 資料 1 本学の国際交流活動の実績
- 資料 2 入学から修了までのスケジュール
- 資料 3 履修モデル
- 資料 4 日本薬科大学倫理委員会規程
- 資料 5 日本薬科大学動物実験倫理委員会規程
- 資料 6 日本薬科大学バイオセーフティ委員会規程
- 資料 7 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係

## 資料1 本学の国際交流活動の実績

時期	事項
平成 16(2004)年 4 月	日本薬科大学開学
平成 17(2005)年 12 月	中国医薬大学（台湾）と学術交流協定を締結
平成 19(2007)年 2 月	中国医薬大学内に都築伝統薬物研究センターを開設
平成 28(2016)年 7 月	台北医科大学薬学部（台湾）と学術交流協定を締結
平成 28(2016)年 10 月	コンケン大学（タイ）と学術交流協定を締結
平成 28(2016)年 11 月	ハワイ大学（アメリカ）と学術交流協定を締結
平成 29(2017)年 9 月	セギ大学（マレーシア）と学術交流協定を締結
平成 29(2017)年 10 月	陽明大学薬学部（台湾）と学術交流協定を締結
平成 29(2017)年 12 月	モンゴル文化教育大学（モンゴル）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 2 月	UCSI 大学（マレーシア）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 3 月	デュケイン大学薬学部（アメリカ）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 7 月	国家中医薬研究所（台湾）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 7 月	亜洲大学（台湾）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 7 月	台中慈濟病院（台湾）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 8 月	台北医科大学栄養学部（台湾）と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 11 月	バンドン工科大学薬学部（インドネシア）と学術交流協定を締結
平成 31(2019)年 1 月	慶熙大学薬学部（韓国）と学術交流協定を締結
平成 31(2019)年 3 月	台北市中医師会（台湾）と学術交流協定を締結

資料2 入学から修了までのスケジュール



### 資料3 履修モデル

#### Case1：基礎薬学領域（化学系）の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単 位 数	履修時期								
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○								
漢方薬特論	必修	1	○								
統合医療特論	必修	1		○							
大学院特別講義	必修	1	○	○							
最先端創薬化学特論	選択	1	○								
Chemistry-Based Medicine 特論	選択	1		○							
創薬天然物化学特論	選択	1			○						
病態生理学特論	選択	1				○					

修了要件(単位)：必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上の合計 30 単位以上

#### Case2：基礎薬学領域（生物系）の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単 位 数	履修時期								
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○								
漢方薬特論	必修	1	○								
統合医療特論	必修	1		○							
大学院特別講義	必修	1	○	○							
分子病態制御学特論	選択	1				○					
生化学特論	選択	1			○						
糖鎖・脂質生物学特論	選択	1				○					
抗加齢医学特論	選択	1			○						

修了要件(単位)：必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上の合計 30 単位以上

Case3：臨床薬学領域の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単 位 数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
薬物治療学特論	選択	1	○							
応用薬理学特論	選択	1		○						
臨床薬学特論	選択	1			○					
生命分析科学特論	選択	1	○							

修了要件(単位)：必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上の合計 30 単位以上

Case4：高度薬局薬剤師を目指す場合

科目名	必・選	単 位 数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
応用薬理学特論	選択	1		○						
抗加齢医学特論	選択	1			○					
社会薬学特論	選択	1				○				
分子病態制御学特論	選択	1		○						

修了要件(単位)：必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上の合計 30 単位以上

Case5：高度病院薬剤師を目指す場合

科目名	必・選	単 位 数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
臨床製剤学特論	選択	1	○							
臨床薬物動態学特論	選択	1		○						
臨床薬学特論	選択	1			○					
免疫薬品化学特論	選択	1				○				

修了要件(単位)：必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上の合計 30 単位以上

## 日本薬科大学倫理委員会規程

(設 置)

**第 1 条** 本学に、ヒトを直接対象とする研究等がヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的な配慮のもとで行われるように監視し、指示を与えることを目的として倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

**第 2 条** 委員会は、本学教員が主として行う臨床研究に関してその実施責任者から提出された実施計画について、倫理的観点に立ってその妥当性を審査する。

(構 成)

**第 3 条** 委員会は、学長が指名する次の者をもって組織する。

- (1) 薬学または医学の専門家
- (2) 倫理学・法律学の専門家などの人文・社会科学の有識者
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 委員会は、男女両性により、外部委員複数名を含む委員で構成する。

3 委員会に委員長を置き、学長の推薦をもってあてる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議 決)

**第 4 条** 委員会は、委員の過半数以上の委員の出席をもって成立する。

2 審査の結論は出席委員全員の合意によって行うものとする。

(審査の方針)

**第 5 条** 委員会は、第 1 条の目的にもとづき、提出された事項に関して医療（薬学）倫理的、及び社会的な面から調査検討し審査する。

2 委員会は、審査にあたり研究等の実施責任者からその内容について説明を求め又は意見を聴取することができる。

3 委員は、自己の申請に係わる審査に参加することはできない。

4 学長は適時委員会に出席し、意見を述べることができる

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

6 審査の経過及び決定は記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。

(審査の申請及び判定の通知)

**第 6 条** ヒトを直接の対象とする研究の行為で倫理的な配慮を要すると考え

られる研究の実施責任者は、審査を申請しなければならない。申請の手続きは別に定める。

2 委員長は、審査終了後速やかに第4条第2項による審査結果を答申書により学長に答申しなければならない。

3 学長は、前項の答申があったときは、速やかに委員会が定める審査判定書により申請者に通知する。

4 申請者は、審査の結果に異議があるときは再審査を求めることができる。

(委員の責務)

**第 7 条** 委員会の委員は職務上知りえた情報等は正当な理由なくして漏らしては

ならない。また、委員を辞した後も同様である。

(改 廃)

**第 8 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 日本薬科大学動物実験倫理委員会規程

(設 置)

**第 1 条** 本学に、適切な動物実験の実施を目的として動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構 成)

**第 2 条** 委員会は、学長が指名した教職員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長が指名した者がその任にあたる。

3 委員長は、必要と認める場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議 決)

**第 3 条** 委員会は、全委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって委員会の決定とする。

(審 議)

**第 4 条** 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 日本薬科大学動物実験規程の策定及びその運用に関する事項

(2) その他、動物実験の倫理に関する事項

(事 務)

**第 5 条** 委員会に必要な事務は、施設営繕課が行う。

(改 廃)

**第 6 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 日本薬科大学バイオセーフティ委員会規程

(設 置)

**第 1 条** 本学に、次の事項を目的としてバイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構 成)

**第 2 条** 委員会は、学長が指名した教職員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長が指名した者がその任にあたる。

3 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(議 決)

**第 3 条** 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決したものとする。

(審 査)

**第 4 条** 委員会は次の事項を審査する。

(1) 微生物等（ヒト由来の検体等を含む）を用いた教育及び研究（以下「微生物実験」という。）ならびに組換えDNA実験の円滑な実施に関する事項

(2) 微生物実験ならびに組換えDNA実験により排出された廃棄物の適切な処理に関する事項

(3) 微生物実験ならびに組換えDNA実験で用いる設備等の適切な使用・管理のための調査ならびに指導に関する事項

(審査の申請及び判定の通知)

**第 5 条** 特定の微生物実験ならびに組換えDNA実験の実験責任者は、審査を申請しなければならない。申請の手続きは別に定める。

2 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を学長に答申する。

3 学長は、前項の答申があったときは、速やかに審査結果を申請者に通知する。

4 申請者は、審査結果に異議があるときは再審査を求めることができる。

(改 廃)

**第 6 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

資料 7 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係

大学院	研究領域	基礎薬学領域					臨床薬学領域				
	薬学部	分野・部門	有機医薬品化学分野	分子機能科学分野	漢方薬学分野	衛生薬学分野	生命科学薬学分野	教養・基礎薬学部門	生命医療薬学分野	臨床薬剤学分野	臨床薬学部門
	学科	6年制薬学科									